

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「産業戦略監，地球環境・エネルギー政策監」及び「子育て支援政策監，交通政策監」を削り，「児童福祉センター院長，児童福祉センター副院長」を「子育て支援総合センターこどもみらい館長」に改め，同表2の項中「美術館副館長」の右に「動物園副園長，元離宮二条城事務所副所長」を加え，「児童福祉センター児童相談所長，児童福祉センター発達相談所長」を削り，「衛生環境研究所次長」の右に「子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長，児童福祉センター院長，児童福祉センター副院長，児童福祉センター児童相談所長，児童福祉センター発達相談所長」を加え，同表3の項中「動物園副園長」，「元離宮二条城事務所次長」及び「第二児童福祉センター第二児童相談所長，桃陽病院副院長，桃陽病院事務長」を削り，「動物愛護センター次長」の右に「第二児童福祉センター第二児童相談所長，桃陽病院副院長，桃陽病院事務長」を加え，同表5の項中「保育所長，保育所副所長，主席児童福祉司」を削り，「主席衛生業務員」の右に「保育所長，分園長，保育所副所長，分園副所長，主席児童福祉司」を加える。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)